



下呂市農業委員会告示第 1 号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定による別段の面積を次のとおり定めたので告示する。

令和4年1月7日

下呂市農業委員会 会長 金森 茂俊



1. 農地法施行規則第17条第1項の適用について

方針 農地法施行規則第17条第2項が適用されない農地については現行の別段の面積（下限面積）10アールの変更は行わない

2. 農地法施行規則第17条第2項の適用について

1) 方針 現行の別段の面積（下限面積）を次のとおり設定する

指定地番	下限面積
小坂町大島字砂田774	0.01アール

2) 方針 現行の別段の面積（下限面積）0.01アールを次のとおり解除する

指定地番	下限面積
小坂町大洞字蕨野927番	10アール
小坂町大垣内字中垣内1239番1	
小坂町大垣内字中垣内1240番	
金山町金山字石井2671番	
金山町東沓部字野首3489番	
金山町東沓部字野首3490番1	

3. この告示は 令和4年1月7日 から施行する。